



平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会社名 株式会社三栄コーポレーション
代表者 代表取締役社長 水谷裕之
(JASDAQコード 8119)
問合せ先
役職・氏名 執行役員総務部長 辛嶋伸生
電話 03-3847-3500

取締役に対するストックオプション報酬額および内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、当社取締役に対するストックオプションの報酬額およびその内容に関する議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【1】 付議する理由

当社は、従前、ストックオプションについて、株主以外の者に対し特に有利な条件で発行するものとして、当社株主総会の特別決議による承認手続を経て発行しておりました。しかしながら、本年 5 月 1 日に施行されました会社法（平成 17 年法律第 86 号）において、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権が取締役の報酬等と位置づけられたことから、取締役に対するストックオプションとしての報酬額およびその内容に関する議案を本総会に付議するものであります。

【2】 議案の内容

〔1〕 スtockオプションとしての報酬額

当社の取締役報酬額は昭和 57 年 6 月 29 日開催の第 33 回定時株主総会において、年額 1 億 3 千万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。また、平成 17 年 6 月 29 日の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権につきましては、個別議案としてご承認いただき付与しておりました。

会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行によりストックオプションが、株主総会のご承認をいただく報酬等に含まれることになりましたので、取締役報酬限度額とは別枠として当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額につき、年額

2千5百万円以内とする旨の議案を本総会に付議いたします。

なお、現在の取締役は7名であり、本総会に付議する取締役選任議案が原案通り可決された場合は、取締役は6名となります。

〔2〕新株予約権の概要

1.新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式65,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

ただし、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要となるやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

2.発行する新株予約権の総数

65個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1,000株とする。ただし、前項に基づく株式の調整があった場合には調整後の株式数に応じた個数とする。

3.各新株予約権と引換えに払込みを要する金銭の額

金銭の払込みを要しない。

4.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株あたりの払込金額は、1円とする。

5.新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内とする。

6.新株予約権の行使条件

(1)新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2)新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。

7.新株予約権の取得事由及び条件

(1)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案及び株式移転の議案が本総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が権利を行使する前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権の行使が不可能となった場合は、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を必要とする。

9. 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、本総会以後に開催される当社取締役会決議により定める。

以 上